

保険番号マスタ(香川県37)

番号	設定項目名	制度名	坂出市										綾歌郡宇多津町																		
			乳幼児		子育て支援	重度心身障害者		母子家庭		68・69歳	特定疾患	特定医療		心身障害者		母子家庭等		乳児		幼児		重度心身障害者		ひとり親家庭等		乳児					
1	保険番号		100	180	181	190	186	140	183	141	191	194	294	101	201	301	102	202	103	203	104	204	105	205	106	206	107	207	108	208	
2	法別番号		00	80	81	90	86	40	83	41	91	94	94	01	01	01	02	02	03	03	04	04	05	05	86	06	83	07	80	08	
3	短縮制度名		マル乳	乳幼児	子育て支援	マル障	マル障負無	マル母	マル親負無	マル老	特定疾患	特定医療	特定経過	マル障	障害市外	1割障害	マル母	母子市外	乳児	乳児市外	幼児	幼児市外	幼児県費	幼児市費	マル障	障害市外	マル親	親市外	乳児	乳児市外	
4	保険公費種別区分		7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7
5	法別番号チェック区分		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
6	検証番号チェック区分		2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	
7	受給者検証番号チェック区分		2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	
8	公費主保区分		3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	
9	年齢(開始-終了)		0-5	0-18	0-18	0-999	0-74	0-999	0-74	68-69	0-999	0-999	0-999	0-999	0-999	0-999	0-999	0-999	0-1	0-1	3-6	3-1	3-3	0-999	0-999	0-999	0-999	0-5	0-5		
10	点数単価		10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	
11	レセプト負担金額		1	1	1	1	1	1	1	1	2	2	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
12	レセプト請求(印刷)		3	0	0	3	0	3	0	3	0	0	0	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	0	3	0	3	0	3	
13	レセプト記載		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
※	所得者情報																														
14	外来負担区分		3	2	2	3	2	3	2	3	1	1	1	2	3	1	2	3	2	3	2	3	3	3	2	3	2	3	2	3	
15	1回負担割合		100	0	0	100	0	100	0	100	0	20	20	0	100	10	0	100	0	100	0	100	100	100	0	100	0	100	0	100	
16	1回固定額		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
17	1回上限額		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
18	1日上限額		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
19	1日上限回数		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
20	1月院内上限額		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
21	1月院外上限額		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
22	1月上限回数		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
23	薬剤負担		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
24	入院負担区分		3	2	2	3	2	3	2	3	1	1	1	2	3	1	2	3	2	3	2	3	3	3	2	3	2	3	2	3	
25	1回負担割合		100	0	0	100	0	100	0	100	0	20	20	0	100	10	0	100	0	100	0	100	100	100	0	100	0	100	0	100	
26	1回固定額		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
27	1回上限額		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
28	1日上限額		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
29	1日上限回数		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
30	1月上限額		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
31	1日食事助成額		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
32	1日食事助成額		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
33	食事療養費		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	

(注) 乳幼児医療費

「マル乳」(償還払いのため窓口では自己負担金を徴収します。 社保、一部国保組合共に支給申請書を印刷出力します)

「乳幼児」(一部国保組合を除く国保に適用します。市町村によって適用年齢が異なるようです。窓口自己負担無し。レセプト請求です。)

子育て支援医療費 「子育て支援」(患者負担無。社保、国保共にレセプト請求。高松市、直島町、**東かがわ市**で実施。高松市は入院のみ対象。)※平成26年8月開始

重度心身障害老人等医療費 「マル障」(償還払いのため窓口では自己負担金を徴収します。 社保、国保共に支給申請書を印刷出力します)

母子家庭医療費 「マル母」(償還払いのため窓口では自己負担金を徴収します。 社保、国保共に支給申請書を印刷出力します)

「マル親負無」(患者負担無。社保、国保共にレセプト請求。後期高齢者はレセプト請求は出来ないようです。高松市、直島町、宇多津町、丸亀市等(令和1年8月より国保の場合、社保は不明)で実施。)※平成26年8月開始

68・69歳医療費 「マル老」(償還払いのため窓口では自己負担金を徴収します。 標準の"償還払一覧表"プログラムを組み込んで下さい)

特定疾患医療費 「特定疾患」(51特定疾患の香川県独自の拡大給付です。レセプト請求です。患者登録-所得者情報タブ画面で負担上限額を登録して下さい。)※平成27年1月制度開始

※システム管理マスター「2010 地方公費保険番号付加情報」-負担金計算(1)タブの"患者登録-所得者情報-月上限額入力"の左側を「1」で設定して下さい。

特定医療費 「特定医療」(54難病の香川県独自の拡大給付です。レセプト請求です。患者登録-所得者情報タブ画面で負担上限額を登録して下さい。)※平成27年1月制度開始

※システム管理マスター「2010 地方公費保険番号付加情報」-負担金計算(1)タブの"患者登録-所得者情報-月上限額入力"の左側を「2」で設定して下さい。

「特定経過」(54難病の香川県独自の拡大給付です。レセプト請求です。3年間の経過措置の場合はこちらをご使用下さい。食事療養費は1/2助成です。)※平成27年1月制度開始

※システム管理マスター「2010 地方公費保険番号付加情報」-負担金計算(1)タブの"患者登録-所得者情報-月上限額入力"の左側を「2」、負担金計算(2)タブの「食事療養費付加設定の本人タブ"食事療養費"、"生活療養(食事)"の左側を「2」で設定して下さい。

【坂出市】

請求用に「医療費請求書(入院用)」、「医療費請求書」の2種類を印刷出力します。請求額の振込先も登録可能です。

→ 銀行名、支店名(それぞれ最大10文字)、普通・当座(いずれか2文字)、口座番号(最大10文字)で事前登録可能。 なお、振込先に変更が無い場合は登録不要のようです。(注意書あり)

心身障害者医療費 「マル障」(市内医療機関に適用。 保険診療分は窓口自己負担無し) 「障害市外」(市外の医療機関では窓口では通常の負担有り。 償還払い。 標準の「償還払一覧表」に集計、印刷とします)

「1割障害」(1割負担の場合に適用。建設国保組合の場合は、窓口負担が1割で後日1割分が返金されるようです。)

母子家庭医療費 「マル母」(市内医療機関に適用。 保険診療分は窓口自己負担無し) 「母子市外」(市外の医療機関では窓口では通常の負担有り。 償還払い。 標準の「償還払一覧表」に集計、印刷とします)

乳児医療費 「乳児」(市内医療機関に適用。 保険診療分は窓口自己負担無し) 「乳児市外」(市外の医療機関では窓口では通常の負担有り。 償還払い。 標準の「償還払一覧表」に集計、印刷とします)

幼児医療費 「幼児」(市内医療機関に適用。 保険診療分は窓口自己負担無し) 「幼児市外」(市外の医療機関では窓口では通常の負担有り。 償還払い。 標準の「償還払一覧表」に集計、印刷とします)

【宇多津町】

請求用に、ひとり親家庭、乳児、重度心身障害の3種類の「医療費請求書」を印刷出力します。請求額の振込先も登録可能です。

→ 銀行名、支店名(それぞれ最大10文字)、普通・当座(いずれか2文字)、口座番号(最大10文字)で事前登録可能。 なお、振込先に変更が無い場合は登録不要のようです。(注意書あり)

なお、請求書用紙には「入院時食事療養費」記載欄がありますが、平成17年8月から食事療養費への助成が廃止されたため、当該箇所は空欄とします。

重度心身障害者医療費 「マル障」(市内医療機関に適用。 保険診療分は窓口自己負担無し) ※平成26年8月より社保国保共にレセプト請求へ変更のようです。 「障害市外」(市外の医療機関では窓口では通常の負担有り。 償還払い。 標準の「償還払一覧表」に集計、印刷とします)

ひとり親家庭等医療費 「マル親」(市内医療機関に適用。 保険診療分は窓口自己負担無し) ※平成26年8月より社保国保共にレセプト請求へ変更のようです。

「親市外」(市外の医療機関では窓口では通常の負担有り。 償還払い。 標準の「償還払一覧表」に集計、印刷とします) ※平成23年8月より母子家庭からひとり親家庭へ制度名称変更

乳児医療費 「乳児」(市内医療機関に適用。 保険診療分は窓口自己負担無し) ※平成23年8月より社保国保共にレセプト請求へ変更のようです。 「乳児市外」(市外の医療機関では窓口では通常の負担有り。 償還払い。 標準の「償還払一覧表」に集計、印刷とします)

保険番号マスタ(香川県37)

番号	設定項目名	高松市			東かがわ市			三豊市			観音寺市			直島町		丸亀市	さぬき市			
		制度名	重度心身障害者	ひとり親家庭等	乳幼児	重度心身障害者	母子家庭	子ども	重度心身障害者	母子家庭	乳幼児	重度心身障害者	母子家庭	乳幼児	重度心身障害者	ひとり親	心身障害者	重度心身障害者	ひとり親	子ども
1	保険番号	110	111	112	120	240	280	113	114	115	116	117	118	187	184	119	121	122	123	
2	法別番号	86	83	80	86	40	40	80	86	83	80	86	83	80	87	84	00	86	83	80
3	短縮制度名	マル障	マル親	マル乳	東かがわ障	マル母	東かがわ子	マル障	マル母	マル乳	マル障	マル母	マル乳	直島障	直島親	丸亀高齢障	さぬき障	さぬき親	さぬき子	
4	保険公費種別区分	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	
5	法別番号チェック区分	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
6	検証番号チェック区分	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	
7	受給者検証番号チェック区分	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	
8	公費主保区分	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	
9	年齢(開始-終了)	0 - 999	0 - 999	0 - 6	0 - 999	0 - 999	0 - 15	0 - 70	0 - 999	0 - 15	0 - 70	0 - 999	0 - 15	0 - 74	0 - 74	70 - 999	0 - 999	0 - 999	6 - 15	
10	点数単価	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	
11	レセプト負担金額	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
12	レセプト請求(印刷)	0	0	0	3	3	3	3	0	0	0	0	0	0	0	3	3	3	3	
13	レセプト記載	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0		
※	所得者情報				本人	低所得														
14	外来負担区分	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	1	1	3	2	2	2	
15	1回負担割合	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	100	0	0	0	
16	1回固定額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
17	1回上限額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
18	1日上限額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
19	1日上限回数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
20	1月院内上限額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	500	500	0	0	0	0	
21	1月院外上限額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	500	500	0	0	0	0	
22	1月上限回数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
23	薬剤負担	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
24	入院負担区分	2	2	2	3	3	3	2	2	2	2	2	2	1	1	3	3	3	3	
25	1回負担割合	0	0	0	100	100	100	100	0	0	0	0	0	0	0	100	100	100	100	
26	1回固定額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
27	1回上限額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
28	1日上限額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
29	1日上限回数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
30	1月上限額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1000	1000	0	0	0	0	
31	1月上限回数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
32	1日食事助成額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
33	食事療養費	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	

(注) 【高松市】

重度心身障害者医療費
ひとり親家庭等医療費
乳幼児医療費

【東かがわ市】

重度心身障害者医療費
母子家庭医療費
子ども医療費

【三豊市】

重度心身障害者医療費
母子家庭医療費
乳幼児医療費

【観音寺市】

重度心身障害者医療費
母子家庭医療費
乳幼児医療費

【直島町】

重度心身障害者医療費
ひとり親家庭等医療費

【丸亀市】

心身障害者医療費

【さぬき市】

重度心身障害者医療費
ひとり親家庭等医療費
子ども医療費

※平成20年8月より乳幼児の請求方法変更(国保【一部国保組合除く】の場合レセプト請求)

専用の福祉請求書がありますが、ユーザ様でカスタマイズをお願いします。

「マル障」(市内医療機関に適用。保険診療分は窓口自己負担無し) ※平成26年8月より社保国保共にレセプト請求へ変更のようです。

「マル親」(市内医療機関に適用。保険診療分は窓口自己負担無し) ※平成26年8月より社保国保共にレセプト請求へ変更のようです。

「マル乳」(市内医療機関に適用。保険診療分は窓口自己負担無し) ※平成20年8月より社保国保共にレセプト請求へ変更のようです。

専用の福祉請求書がありますが、ユーザ様でカスタマイズをお願いします。

「東かがわ障」(市内医療機関に適用。入院、後期高齢者は償還払い。保険診療分は窓口自己負担無し) ※平成29年8月より外来は請求書請求へ、令和2年8月より入外共にレセプト請求へ変更のようです。保険番号186をご使用ください。

「マル母」(市内医療機関に適用。入院、後期高齢者は償還払い。) ※平成20年10月、平成29年8月より負担金の変更。令和2年8月より入外共にレセプト請求へ変更のようです。保険番号183をご使用ください。

「東かがわ子」(市内医療機関に適用。入院は償還払い。保険診療分は窓口自己負担無し) ※令和2年8月より入外共にレセプト請求へ変更のようです。保険番号181をご使用ください。

専用の福祉請求書があるようですが、ユーザ様でカスタマイズをお願いします。

「マル障」(市内医療機関に適用。保険診療分は窓口自己負担無し) ※平成21年8月より請求方法の変更。平成28年8月より社保国保共にレセプト請求へ変更のようです。

「マル母」(市内医療機関に適用。保険診療分は窓口自己負担無し) ※平成21年8月より請求方法の変更。平成28年8月より社保国保共にレセプト請求へ変更のようです。

「マル乳」(市内医療機関に適用。保険診療分は窓口自己負担無し) ※平成20年8月より社保国保共にレセプト請求へ変更のようです。

専用の福祉請求書があるようですが、ユーザ様でカスタマイズをお願いします。

「マル障」(市内医療機関に適用。保険診療分は窓口自己負担無し) ※平成27年8月より社保国保共にレセプト請求へ変更のようです。

「マル母」(市内医療機関に適用。保険診療分は窓口自己負担無し) ※平成27年8月より社保国保共にレセプト請求へ変更のようです。

「マル乳」(市内医療機関に適用。保険診療分は窓口自己負担無し) ※平成23年8月より社保国保共にレセプト請求へ変更のようです。

「直島障」(外来月500円、入院月1000円の患者負担。社保、国保共にレセプト請求。後期高齢者はレセ請求は出来ないようです。) ※平成26年8月開始

「直島親」(外来月500円、入院月1000円の患者負担。社保、国保共にレセプト請求。後期高齢者はレセ請求は出来ないようです。) ※平成26年8月開始

専用の報告書があるようですが、ユーザ様でカスタマイズをお願いします。

「丸亀高齢障」(70歳以上の場合、償還払いですが医療機関は市役所に報告書を提出するようです。)

専用の報告書があるようですが、ユーザ様でカスタマイズをお願いします。

「さぬき障」(市内医療機関に適用。入院、後期高齢者は償還払い。保険診療分は窓口自己負担無し。) ※平成29年8月より外来は請求書請求へ、令和2年8月より入外共にレセプト請求へ変更のようです。保険番号186をご使用ください。

「さぬき親」(市内医療機関に適用。入院、後期高齢者は償還払い。保険診療分は窓口自己負担無し。) ※平成29年8月より外来は請求書請求へ、令和2年8月より入外共にレセプト請求へ変更のようです。保険番号183をご使用ください。

「さぬき子」(市内医療機関に適用。入院は償還払い。保険診療分は窓口自己負担無し) ※平成29年8月より外来は請求書請求へ、令和2年8月より入外共にレセプト請求へ変更のようです。保険番号181をご使用ください。